

平成26年 司法処理の状況

平成26年に管下14労働基準監督署（支署）が送検した司法処理（ ）の状況を、以下のとおり取りまとめた。

送検件数は67件（対前年比 +3件 4.7%増）

法令別件数

労働基準法関係 27件（対前年比 8件 22.9%減）

安全衛生法関係 40件（対前年比 +11件 37.9%増）

平成26年度の司法処分は前年比で3件（4.7%）増加した。

労基法関係は8件減少したが、賃金不払、労働時間違反は前年から横ばいであった。

安全衛生法関係は、製造業、建設業での死亡災害など重篤な労災事故における危険防止措置違反が前年比12件増であった。

1 送検事案の傾向について

（1）件数の推移 表1、グラフ1 参照

平成26年の送検件数は67件と、前年比3件（4.7%）の増加となっている。

（2）主要違反事項別の内訳 表2、グラフ2 参照

労働基準法・最低賃金法違反 27件

そのうち賃金不払（退職金含む）が21件、対前年比同数であった。

残り6件は労働時間・休日・休憩・休暇であった。

労働安全衛生法違反 40件

機械等への挟まれや高所からの墜落等の危険の防止措置については、29件、労災かくし6件であった。

（3）業種別の内訳 表3 参照

主な業種別内訳は、製造業が18件（前年19件）、建設業が23件（前年17件）、接客娯楽業6件（前年8件）などとなっている。

2 司法処分事例

（1）労働基準法関係

事例1 【障害者に対する賃金一部不払い】

複数名の障害者である労働者の賃金から、毎月一定金額を労働者の同意なく控除し、その結果、愛知県最低賃金額以上の賃金を支払っていなかったもの。

（最低賃金法違反：賃金不払い）

事例2【過重労働】

労働者に対し、時間外労働・休日労働に関する協定なく、週40時間を超えて最大33時間の時間外労働、1日8時間を超えて最大4時間45分の時間外労働(1か月110時間)を行わせ、また、賃金台帳に時間外労働時間数及び深夜労働時間数を賃金支払の都度遅滞なく記入していなかったもの。

(労働基準法違反:労働時間、賃金台帳の調製)

(2)安全衛生法関係

事例1【労働災害の虚偽報告、臨検時に虚偽陳述】

休業4日以上労働災害について、被災した現場を偽り、自社構内で負傷したとして虚偽の労働者死傷病報告を提出し、労働基準監督署長に虚偽の報告をしたもの。また、本件に関し、労働基準監督官が法に基づき、質問をした際、虚偽の陳述をしたもの。

(労働安全衛生法:労災かくし)

事例2【玉掛具が切れ、吊荷が労働者に激突】

労働者をして約600kgの荷を吊り上げるため玉掛け作業を行わせるにあたり、その日の作業を開始する前に玉掛具の異常の有無について点検を行わず、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなかったもの。作業中、玉掛具が切れ、吊荷が落下し労働者に激突して、死亡した。

(労働安全衛生法:危険防止措置)

3 今後の対応について

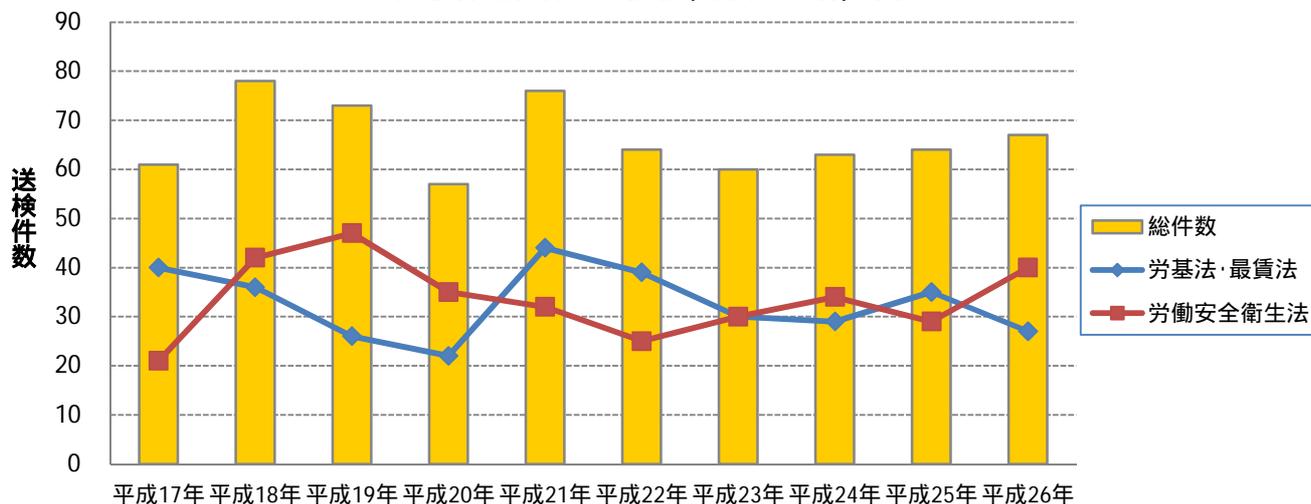
愛知労働局は、労働基準法、労働安全衛生法など労働関係法令の違反に対して厳正な態度で臨むこととしており、特に重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法処分を行う方針としている。

- () 「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことをいう。労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されている。

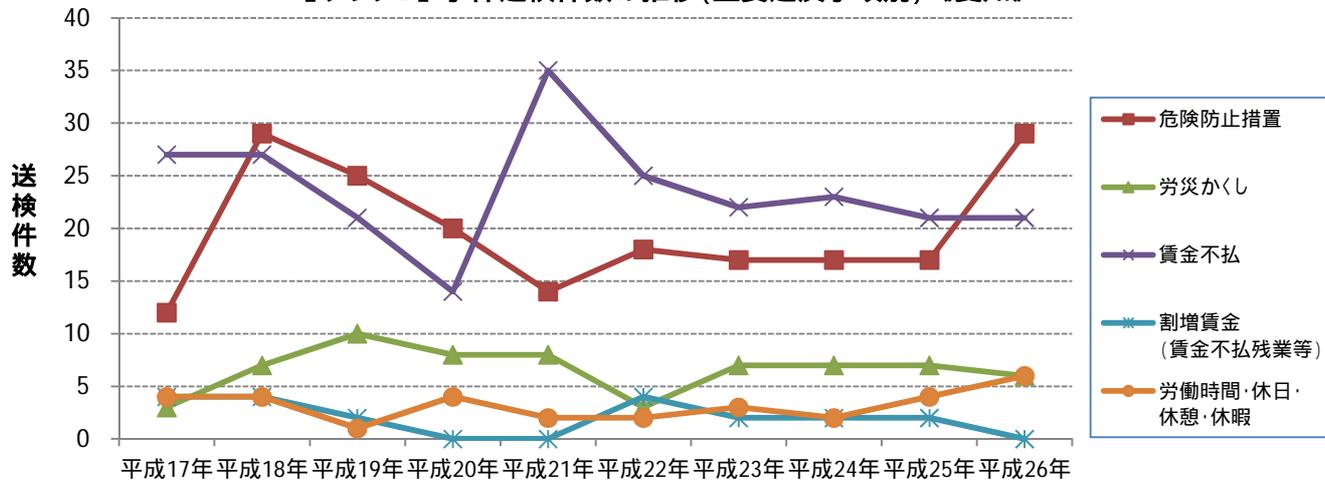
【表1】 過去10年間に於ける司法事件送検状況の推移 (愛知)

	違反法令		総件数	主要違反事項別				
	労基法・最賃法	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金 (賃金不払残業等)	労働時間・休日・ 休憩・休暇
平成17年	40	21	61	12	3	27	4	4
平成18年	36	42	78	29	7	27	4	4
平成19年	26	47	73	25	10	21	2	1
平成20年	22	35	57	20	8	14	0	4
平成21年	44	32	76	14	8	35	0	2
平成22年	39	25	64	18	3	25	4	2
平成23年	30	30	60	17	7	22	2	3
平成24年	29	34	63	17	7	23	2	2
平成25年	35	29	64	17	7	21	2	4
平成26年	27	40	67	29	6	21	0	6

【グラフ1】 事件送検件数の推移(違反法令別) (愛知)



【グラフ2】 事件送検件数の推移(主要違反事項別) (愛知)



【表2】 違反事項別の前年との比較（愛知）

		平成26年	平成25年	増減	25年 構成比
労働基準法、最低賃金法等関係		27	35	8	40.3%
賃金・退職金不払	(第23条、第24条、最4条等)	21	21	0	31.3%
労働時間・休日	(第32条、第35条等)	6	4	2	9.0%
賃金不払残業	(第37条)	0	2	2	0.0%
その他		0	8	8	0.0%
労働安全衛生法関係		40	29	11	59.7%
機械等・墜落等の危険防止措置	(第20条、第21条等)	29	17	12	43.3%
作業主任者の選任等	(第14条)	1	2	1	1.5%
就業制限	(第61条)	2	1	1	3.0%
労災かくし(虚偽報告含む)	(第100条等)	6	7	1	9.0%
その他		2	2	0	3.0%
総送検件数		67	64	3	100.0%

【表3】 平成26年司法事件の業種別主要違反事項（愛知）

	業種							計
	製造	建設	運輸	商業	病院 社会福祉	接客	その他	
労働基準法、最低賃金法等関係	6	2	1	4	1	5	8	27
賃金・退職金不払	4	2		2	1	4	8	21
労働時間・休日	2		1	2		1		6
賃金不払残業								0
その他							0	0
労働安全衛生法関係	12	21	1	0	0	1	5	40
機械等・墜落等の危険防止措置	10	16	1			1	1	29
作業主任者の選任等	1							1
就業制限		1					1	2
労災かくし(虚偽報告含む)	1	2					3	6
その他		2						2
総送検件数	18	23	2	4	1	6	13	67
構成比	26.9%	34.3%	3.0%	6.0%	1.5%	9.0%	19.4%	100.0%

(業種)

「製造」：製造業

「建設」：建設業

「運輸」：運輸交通業

「商業」：商業

「病院・社会福祉」：病院・社会福祉施設等保健衛生の事業

「接客」：接客娯楽業

「その他」：貨物取扱業、金融・広告業、保健衛生業、清掃業、その他の事業